

議案第 97 号

幸手市立学校設置条例の一部を改正する条例

幸手市立学校設置条例（平成 16 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

1 小学校

名称	位置
幸手市立幸手小学校	幸手市中三丁目 11 番 41 号
幸手市立上高野小学校	幸手市大字上高野 1009 番地
幸手市立行幸小学校	幸手市大字円藤内 460 番地 2
幸手市立長倉小学校	幸手市大字下川崎 242 番地
幸手市立さくら小学校	幸手市大字幸手 72 番地

2 中学校

名称	位置
幸手市立幸手中学校	幸手市北一丁目 7 番 4 号
幸手市立西中学校	幸手市大字下川崎 387 番地

3 義務教育学校

名称	位置
幸手市立東小中学校	幸手市大字平須賀 2912 番地 3

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

学校再編に伴い、幸手市立東中学校及び同校区における 3 つの小学校を統合し義務教育学校とするほか、幸手市立さかえ小学校を幸手市立上高野小学校に統合したいので、この案を提出するものである。